

茨木市とピジョン株式会社との連携と協力に関する協定書

茨木市（以下「甲」という。）とピジョン株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携し、それぞれの環境、資源及び特長を有効に活用した協働による活動を推進することにより、市民サービスの向上及び地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) フードロス削減に寄与する出荷期限切れ商品の提供とその利活用に関すること
 - (2) 子育て環境の質の向上に関すること
 - (3) 子どもの災害時の備えに関すること
 - (4) SDGsの達成に関すること
 - (5) その他、両者が協議し、必要と認める取組に関すること
- 2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。
- 3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（守秘義務）

- 第3条 甲及び乙は、本協定に基づく協働による活動の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- 2 甲及び乙は、本協定終了後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（期 間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行

わないときは、有効期間が満了する日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協定内容の変更)

第5条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

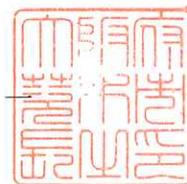
(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各自その1通を所持する。

令和3年8月10日

甲：茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市 代表
茨木市長 福岡洋



乙：東京都中央区日本橋久松町4番4号
ピジョン株式会社
代表取締役 北澤憲政

